

就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前																
就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 （この保険の概要） この保険は、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。ただし、就業不能保険金の受取人から就業不能保険金の一時支払を選択する旨の申出がない場合には、就業不能保険金の月払給付を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業不能保険金</td><td>被保険者が保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、保険契約の型に応じて対象とする状態に該当したときに支払います。</td></tr> <tr> <td>5疾病初期入院給付金</td><td>被保険者が保険期間中に、5疾病により所定の入院または在宅療養をしたときに支払います。ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限りします。</td></tr> <tr> <td>保険料払込みの免除</td><td>被保険者が保険料払込期間中に疾病もしくは傷害による所定の高度障害の状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。</td></tr> </tbody> </table>		内 容	就業不能保険金	被保険者が保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、保険契約の型に応じて対象とする状態に該当したときに支払います。	5疾病初期入院給付金	被保険者が保険期間中に、5疾病により所定の入院または在宅療養をしたときに支払います。ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限りします。	保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に疾病もしくは傷害による所定の高度障害の状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。	就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 （この保険の概要） この保険は、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。ただし、就業不能保険金の受取人から就業不能保険金の一時支払を選択する旨の申出がない場合には、就業不能保険金の月払給付を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業不能保険金</td><td>被保険者が保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、保険契約の型に応じて対象とする状態に該当したときに支払います。</td></tr> <tr> <td>5疾病初期入院給付金</td><td>被保険者が保険期間中に、5疾病により所定の入院をしたときに支払います。ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限りします。</td></tr> <tr> <td>保険料払込みの免除</td><td>被保険者が保険料払込期間中に疾病もしくは傷害による所定の高度障害の状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。</td></tr> </tbody> </table>		内 容	就業不能保険金	被保険者が保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、保険契約の型に応じて対象とする状態に該当したときに支払います。	5疾病初期入院給付金	被保険者が保険期間中に、5疾病により所定の入院をしたときに支払います。ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限りします。	保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に疾病もしくは傷害による所定の高度障害の状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。
	内 容																
就業不能保険金	被保険者が保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、保険契約の型に応じて対象とする状態に該当したときに支払います。																
5疾病初期入院給付金	被保険者が保険期間中に、5疾病により所定の入院または在宅療養をしたときに支払います。ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限りします。																
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に疾病もしくは傷害による所定の高度障害の状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。																
	内 容																
就業不能保険金	被保険者が保険期間中に、所定の障害状態、他人による介護を必要とする所定の状態または5疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）による所定の入院・在宅療養状態のうち、保険契約の型に応じて対象とする状態に該当したときに支払います。																
5疾病初期入院給付金	被保険者が保険期間中に、5疾病により所定の入院をしたときに支払います。ただし、保険契約の型がⅡ型またはⅢ型である場合に限りします。																
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に疾病もしくは傷害による所定の高度障害の状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態となったときに、その後の保険料の払込みを免除します。																
（中 略）	（中 略）																
3. 保険金および給付金の支払 第3条（保険金および給付金の支払）	3. 保険金および給付金の支払 第3条（保険金および給付金の支払）																

就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前												
(1) (略) (2) この保険契約において支払う5疾病初期入院給付金は次のとおりです。 5疾病初期入院給付金は、前条に規定する保険契約の型としてⅡ型またはⅢ型が選択された場合にのみ、これを支払います。 <table border="1" data-bbox="159 357 1111 922"> <tr> <td>支払額</td><td>基準給付金月額×2</td></tr> <tr> <td>受取人</td><td>被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）</td></tr> <tr> <td>支払事由</td><td> 被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。 ① 本条(1)の就業不能保険金の支払事由③7.に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表17)をしたこと。 <u>ただし、前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)を直接の原因として、保険期間中に在宅療養(別表18)を開始し、かつ、その在宅療養が保険期間中に60日を超えて(※5)継続した(※6)と、医師(※1)によって診断されたときは、前②に該当したとみなします。</u> </td></tr> </table> (※1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※2) 本条(1)において医師(※1)により病理組織学的所見(※7)によって診断確定(※8)された悪性新生物(別表5)を含みます。 (※3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。 (※4) 「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとしします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。介護保険法に定める介護医療院は含まれません。	支払額	基準給付金月額×2	受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）	支払事由	被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。 ① 本条(1)の就業不能保険金の支払事由③7.に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表17)をしたこと。 <u>ただし、前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)を直接の原因として、保険期間中に在宅療養(別表18)を開始し、かつ、その在宅療養が保険期間中に60日を超えて(※5)継続した(※6)と、医師(※1)によって診断されたときは、前②に該当したとみなします。</u>	(1) (略) (2) この保険契約において支払う5疾病初期入院給付金は次のとおりです。 5疾病初期入院給付金は、前条に規定する保険契約の型としてⅡ型またはⅢ型が選択された場合にのみ、これを支払います。 <table border="1" data-bbox="1164 357 2119 922"> <tr> <td>支払額</td><td>基準給付金月額×2</td></tr> <tr> <td>受取人</td><td>被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）</td></tr> <tr> <td>支払事由</td><td> 被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。 ① 本条(1)の就業不能保険金の支払事由③7.に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表17)をしたこと。 (新 設) </td></tr> </table> (※1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (※2) 本条(1)において医師(※1)により病理組織学的所見(※5)によって診断確定(※6)された悪性新生物(別表5)を含みます。 (※3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。 (※4) 「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとしします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。介護保険法に定める介護医療院は含まれません。	支払額	基準給付金月額×2	受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）	支払事由	被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。 ① 本条(1)の就業不能保険金の支払事由③7.に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表17)をしたこと。 (新 設)
支払額	基準給付金月額×2												
受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）												
支払事由	被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。 ① 本条(1)の就業不能保険金の支払事由③7.に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表17)をしたこと。 <u>ただし、前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)を直接の原因として、保険期間中に在宅療養(別表18)を開始し、かつ、その在宅療養が保険期間中に60日を超えて(※5)継続した(※6)と、医師(※1)によって診断されたときは、前②に該当したとみなします。</u>												
支払額	基準給付金月額×2												
受取人	被保険者（被保険者以外の者には変更することはできません。）												
支払事由	被保険者が次の①および②のすべての条件を満たしたとき。 ① 本条(1)の就業不能保険金の支払事由③7.に該当したこと。 ② 前①において医師(※1)によって診断された5疾病(※2)の治療を目的として(※3)、保険期間中に病院または診療所(※4)において入院(別表17)をしたこと。 (新 設)												

就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前
② 前①の場合と同等の日本国外にある医療施設 <u>(※5) 在宅療養(別表18)を開始した日からその日を含めて計算するものとします。</u> <u>(※6) 在宅療養(別表18)を行った期間の日数が連続して60日を超えることを必要とします。在宅療養を行った期間が中断したときは、同一の5疾病により在宅療養を再度行う場合であっても、その中断前後の在宅療養は「継続した在宅療養」とはいいません。</u> (※7) 生検を含みます。 (※8) 病理組織学的検査(※7)が行われない場合には、病理組織学的検査(※7)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見による診断確定も認めることがあります。 (削 除) (3) 就業不能保険金および5疾病初期入院給付金の支払は、5疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。 (4) (略)	② 前①の場合と同等の日本国外にある医療施設 (新 設) (新 設) (※5) 生検を含みます。 (※6) 病理組織学的検査(※5)が行われない場合には、病理組織学的検査(※5)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見による診断確定も認めることがあります。 (3) <u>当社が就業不能保険金の請求を受け、就業不能保険金を支払うこととなったときは、本条(2)の規定にかかわらず、被保険者が就業不能保険金の支払事由に該当した日より後に5疾病初期入院給付金の支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金を支払いません。</u> (4) 就業不能保険金および5疾病初期入院給付金の支払は、5疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、保険期間を通じてそれぞれ1回を限度とします。 (5) (略)
第4条（保険金および給付金の支払に関する補則） (1)～(3) (略) (4) 保険期間の満了時に被保険者の在宅療養(別表18)または入院・在宅療養状態(別表15) <u>(以下、両者をあわせて「在宅療養等」といいます。)</u> が60日を超えて(注3)継続していないことにより <u>5疾病初期入院給付金</u>または就業不能保険金が支払われない場合で、その後も引き続きその在宅療養等が継続し、その在宅療養等の継続日数が60日を超えた(注3)ときは、保険期間の満了時にその在宅療養等が60日を超えて(注3)継続したものとみなし	第4条（保険金および給付金の支払に関する補則） (1)～(3) (略) (4) 保険期間の満了時に被保険者の入院・在宅療養状態(別表15)が60日を超えて(注3)継続していないことにより就業不能保険金が支払われない場合で、その後も引き続きその入院・在宅療養状態が継続し、その入院・在宅療養状態の継続日数が60日を超えた(注3)ときは、保険期間の満了時にその入院・在宅療養状態が60日を超えて(注3)継続したものとみなして、前条の規定を適用します。

就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前
て、前条の規定を適用します。 (5)～(7) (略) (削 除) (8) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の故意または重大な過失によって、在宅療養等が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する在宅療養等の期間を認定したうえで、前条の規定を適用します。 (9)～(12) (略) (注1)～(注2) (略) (注3) <u>在宅療養</u>(別表18)を開始した日または入院・在宅療養状態(別表15)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。 (注4)～(注8) (略)	(5)～(6) (略) (7) 当会社が5疾病初期入院給付金を支払った後に、就業不能保険金の請求を受け、就業不能保険金を支払うこととなった場合で、既に支払った5疾病初期入院給付金の支払事由が生じた日より前に被保険者が就業不能保険金の支払事由に該当していたことが明らかとなったときは、当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、就業不能保険金から既に支払った5疾病初期入院給付金を差し引きます。この場合、就業不能保険金の月払給付を行うときは、月払給付される就業不能保険金（以下「就業不能給付金」といいます。）のうち、まず第1回の就業不能給付金から差し引くこととし、差し引いた金額の累計が既に支払った5疾病初期入院給付金に達するまで、順次その次の回の就業不能給付金から差し引きます。 (8) 保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人の故意または重大な過失によって、入院・在宅療養状態(別表15)が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する入院・在宅療養状態(別表15)を認定したうえで、前条の規定を適用します。 (9)～(12) (略) (注1)～(注2) (略) (注3) 入院・在宅療養状態(別表15)に該当した日からその日を含めて計算するものとします。 (注4)～(注7) (略)
第5条（複数の事由による在宅療養等の取扱い） 当会社は、被保険者が就業不能保険金または5疾病初期入院給付金の支払対象となる在宅療養等を開始した時またはその在宅療養等が継続している間に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その在宅療養等の開始の直接の原因となった5疾病により、その在宅療養等が継続したものとみなして、第3条（保険金および給付金の支払）(1)の支払事由③および同条(2)の支払事由の規定を適用します。	第5条（複数の事由で入院・在宅療養状態となった場合の取扱い） 当会社は、被保険者が就業不能保険金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表15)となった時またはその入院・在宅療養状態が継続している間に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院・在宅療養状態の開始の直接の原因となった5疾病により、その入院・在宅療養状態が継続したものとみなして、第3条（保険金および給付金の支払）(1)の支払事由③の規定を適用します。

就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前
① 5疾病を直接の原因として就業不能保険金または5疾病初期入院給付金の支払対象となる在宅療養等を開始した時に、その就業不能保険金の支払事由③または5疾病初期入院給付金の支払事由の原因となる他の5疾病を併発していたとき。 ② 5疾病を直接の原因として就業不能保険金または5疾病初期入院給付金の支払対象となる在宅療養等が継続している間に、その就業不能保険金の支払事由③または5疾病初期入院給付金の支払事由の原因となる他の5疾病を併発したとき。	① 5疾病を直接の原因として就業不能保険金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表15)となった時に、その就業不能保険金の支払事由③の原因となる他の5疾病を併発していたとき。 ② 5疾病を直接の原因として就業不能保険金の支払対象となる入院・在宅療養状態(別表15)が継続している間に、その就業不能保険金の支払事由③の原因となる他の5疾病を併発したとき。
(中 略)	(中 略)
別表18 対象となる在宅療養 対象となる在宅療養とは、次の1.および2.の条件のすべてを満たした状態をいいます。 1. 医師(注1)による治療が必要であるため、医師(注1)の指示により自宅等(注2)において療養していること。(公的医療保険制度(別表19)に基づく医科診療報酬点数表(注3)により在宅患者診療・指導料(注4)の算定対象として列挙されている診療行為が自宅等(注2)においてなされる場合を含みます。) 2. 前1.の療養または受療に関して、医師(注1)の指示により、業務に従事することなく、自宅等(注2)において治療に専念することを必要とするものであること(注5)。 (注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (注2) 老人福祉法に定める有料老人ホーム等を含みます。 (注3) 「医科診療報酬点数表」とは、診療行為がなされた時点において、厚	別表18 対象となる在宅療養 対象となる在宅療養とは、次の1.および2.の条件のすべてを満たした状態をいいます。 1. 医師(注1)による治療が必要であるため、医師(注1)の指示により自宅等(注2)において療養していること。(公的医療保険制度(別表19)に基づく医科診療報酬点数表(注3)により在宅患者診療・指導料(注4)の算定対象として列挙されている診療行為が自宅等(注2)においてなされる場合を含みます。) 2. 前1.の療養または受療に関して、医師(注1)の指示により、業務に従事することなく、自宅等(注2)において治療に専念することを必要とするものであること(注5)。 (注1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、顎口腔領域における疾病の診療については日本の歯科医師の資格を持つ者を含みます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。 (注2) 老人福祉法に定める有料老人ホーム等を含みます。 (注3) 「医科診療報酬点数表」とは、診療行為がなされた時点において、厚

就業不能保障保険（無解約返戻金型）普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前
生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 （注４） 往診料および救急搬送診療料を除きます。 （注５） 医師の指示に従わず、業務に従事し、または必要な治療を行わない場合は、対象となる在宅療養とはいいません。	生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 （注４） 往診料および救急搬送診療料を除きます。 （注５） 医師の指示に従わず、業務に従事し、または必要な治療を行わない場合は、対象となる在宅療養とはいいません。
（後 略）	（後 略）

（注）条項番号および注釈番号のみの変更は記載を省略しています。